

武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会の公開・運営に関する確認

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会（以下「協議会」という。）が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条ただし書の規定に該当する場合で、委員会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 協議会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「会長」「会長職務代理者」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 協議会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

（参考）

武蔵野市情報公開条例

（情報の公表等）

第6条 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものの公表又は提供（以下「公表等」という。）をしなければならない。ただし、当該情報の公表等について法令若しくは条例（以下「法令等」という。）で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第9条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の長期計画その他市の重要な計画及びその中間段階の案
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民として知るべき最小限の情報及び公表等を行うことが適当と認められる情報